

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

「定期預金規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、期間 10 年の定期預金の取扱開始にともない、下記のとおり「定期預金規定集」を改定いたします。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日：2021年11月15日（月）

2. 改定内容（改定する箇所のみ記載しています。）

改定前	改定後
スーパー定期預金（自由金利型定期預金M型）規定 ＜単利型＞ 1.（対象預金） この規定はスーパー定期預金のうち、満期日を預入日の3年後の応当日から預入日の 5年 後の応当日までとする複利型を除く預金に適用します。 2.（省略） 3.（利 息） （1）（省略） （2）利息中間受取 預入日の2年後の応当日を満期日とした預金および預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の 5年 後の応当日までの日を満期日とした預金で、中間利息の受取りを希望された預金の利息の支払いは次によります。 （以下省略） （3）（省略） （4）この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……約定利率×50％ ③ 1年以上3年未満……約定利率×70％ ④ 3年以上5年未満……約定利率×80％ （以下省略）	スーパー定期預金（自由金利型定期預金M型）規定 ＜単利型＞ 1.（対象預金） この規定はスーパー定期預金のうち、満期日を預入日の3年後の応当日から預入日の 10年 後の応当日までとする複利型を除く預金に適用します。 2.（省略） 3.（利 息） （1）（省略） （2）利息中間受取 預入日の2年後の応当日を満期日とした預金および預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の 10年 後の応当日までの日を満期日とした預金で、中間利息の受取りを希望された預金の利息の支払いは次によります。 （以下省略） （3）（省略） （4）この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……約定利率×50％ C. 1年以上3年未満……約定利率×70％ D. 3年以上5年未満……約定利率×80％ ② 預入日の10年後を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通

**自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金
M型)規定<単利型>**

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

(以下省略)

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①～②(省略)

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

④(省略)

(3) (省略)

(4) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6か月未満……………解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満…約定利率×50%

③1年以上3年未満……………約定利率×70%

④3年以上5年未満……………約定利率×80%

(以下省略)

預金の利率

- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(以下省略)

**自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金
M型)規定<単利型>**

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

(以下省略)

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①～②(省略)

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

④(省略)

(3) (省略)

(4) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

D. 3年以上5年未満……………約定利率×80%

②預入日の10年後を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%

C. 2年以上3年未満……………約定利率×20%

D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%

E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%

F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%

G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%

H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%

**スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定
＜複利型＞**

1. (省略)
2. (利息)
 - (1)～(2) (省略)
 - (3) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
 - ①～③ (省略)

(以下省略)

自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定＜複利型＞

1. (省略)
2. (利息)
 - (1)～(2) (省略)
 - (3) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
 - ①～③ (省略)

(以下省略)

- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(以下省略)

**スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定
＜複利型＞**

1. (省略)
2. (利息)
 - (1)～(2) (省略)
 - (3) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
 - ①～③ (省略)

④預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(以下省略)

自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定＜複利型＞

1. (省略)
2. (利息)
 - (1)～(2) (省略)
 - (3) この預金を共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
 - ①～③ (省略)

④預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(以下省略)

大口定期預金(自由金利型定期預金)規定

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後(自動解約入金の場合には満期日)にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の**5年**後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(以下省略)

自動継続大口定期預金(自由金利型定期預金)規定

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の**5年**後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

大口定期預金(自由金利型定期預金)規定

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後(自動解約入金の場合には満期日)にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の**10年**後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(以下省略)

自動継続大口定期預金(自由金利型定期預金)規定

1. (省略)
2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の**10年**後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の**10年**後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに当店へ提出してください。 (以下省略) 預272 (2020.4改) <2020.4>	③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに当店へ提出してください。 (以下省略) 預272 (2021.11改) <2021.11>
---	---

以 上